

【9】古川・田尻・玉造 各地域包括支援センター運営業務の受託

利用者の自立支援の観点から、介護予防ケアマネジメント(介護予防のケアプラン作成等)、総合的な相談や支援、権利擁護、虐待の早期発見・防止、関係機関とのネットワーク作り、ケアマネジャーの後方支援等を行う事業

5. 指定管理者制度による指定事業

大崎市からの指定管理者制度による指定を受け、事業を推進します。

【1】大崎市古川老人福祉センター管理・運営事業

- (1) 教養講座「趣味の教室」事業
- (2) 入浴サービス事業
- (3) 機能回復訓練事業
- (4) 介護予防「生き生きシリーズ」事業

【2】大崎市鹿島台長寿生活支援センターゆうゆう館管理・運営事業

【3】鳴子デイサービスセンター管理・運営事業

【4】オニコウベデイサービスセンター管理・運営事業

【5】大崎市古川農村環境改善センター管理・運営事業

6. 共同募金運動

住民互助のたすけあいを基本とし、地域住民の理解を得ながら、透明性のある誰もが参加しやすい共同募金運動の展開と情報公開を行いながら推進します。

【1】赤い羽根共同募金運動

10月1日から全国统一で実施される赤い羽根募金運動を通じ、地域福祉の推進や福祉施設・福祉団体支援、災害支援等を目的に事業を実施します。

【2】歳末たすけあい運動

地域住民によるたすけあいを基調とし、支援を必要とする方々が地域で安心して暮らすことができるよう、様々な福祉活動を重点的に実施します。

社会福祉法人 大崎市社会福祉協議会

〒989-6154

□本所 宮城県大崎市古川三日町2丁目5-1(大崎市古川保健福祉プラザ3階)

TEL 0229-21-0550 FAX 0229-24-1158

URL <http://www.osaki-shakyo.com>

□古川支所 TEL 0229-23-7400

□松山支所 TEL 0229-55-4546

□三本木支所 TEL 0229-52-2929

□鹿島台支所 TEL 0229-56-9420

□岩出山支所 TEL 0229-72-5050

□鳴子支所 TEL 0229-83-2870

□田尻支所 TEL 0229-39-1236

□敬風園 特別養護老人ホーム TEL 0229-56-9400



「福祉」とは…
それは「幸福」を表す言葉です。「自分の幸せ」と「みんなの幸せ」をあわせて「福祉」といいます。それは、特別なものではなく、皆々の日常生活の中にある「たすけあひ」から生まれています。



社会福祉協議会とは…

「社会福祉協議会」は、略して「社協^{しゃきょう}」と呼ばれています。社会福祉協議会は、地域の福祉を推進するため、「だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」をめざし、地域住民のみなさんやボランティア、保健・医療・福祉等の関係者、行政機関などの協力を得ながら、共に考え実行していく民間の社会福祉団体です。全国、都道府県、みなさんのお住まいの市区町村のそれぞれに設置されています。



大崎市社会福祉協議会は、社会福祉事業活動の推進に努めてまいります。

- 1. 法人運営事業**
- (1) 理事会
 - (2) 評議員会
 - (3) 監事会
 - (4) 役職員等研修事業
 - (5) 広報誌発行事業
 - (6) ホームページ運営事業
 - (7) 法人設立10周年記念事業

2. 地域福祉事業

「地域福祉活動計画」における「ひとびとの心ふれあう地域づくり」のもとに、ふれあいと支え合いの地域づくりを目指し、各地域における福祉サービスを充実、強化して参ります。

地域福祉活動計画【第2期】

- 【1】ふれあいと支え合いによる何にでも参加できる新たな地域づくり
= 地域福祉活動への参加を通じて、住民一人ひとりの力が「地域への還元(貢献)」できる機会づくりの促進 =
- 【2】ひとびとの絆をつくるボランティアの養成
= 地域づくりの担い手であるボランティアや地域のリーダーとなる福祉人材養成の推進 =
- 【3】支え合いを具体化する地域見守りネットワークの構築
= 地域見守りネットワーク事業を「地域福祉のセーフティネット」として継続的に実施していくために必要な支援体制の充実強化 =
- 【4】ふれあいと笑顔があふれる世代間交流の推進
= 幅広い世代の住民が、地域へ貢献できる取り組みの機会づくりの推進 =
- 【5】地域づくりに向けた関係団体の交流
= 地域福祉のつなぎ役としての調整機能の充実と多様な社会資源との連携の強化 =
- 【6】地域づくり推進のためのひとづくり
= 地域住民を支えるための地域の社会資源である社協職員の知識・技術の向上 =
- 【7】活動展開のための拠点づくり
= 地域の福祉環境の向上と安定的なサービス提供体制の確保の推進 =



(1)地域福祉推進委員会

(2)社会福祉協力員活動推進事業

(3)地域福祉活動計画推進事業

(4)ボランティア活動推進事業

(5)災害ボランティア活動推進事業

大規模災害に備え、住民力を高めることや要援護者に対する支援体制の構築を図るとともに、住民とともに災害ボランティアセンターの設置訓練や研修会を通じて、体制整備の充実強化を図ります。

(6)調査・研究事業

地域福祉活動推進に関わる住民福祉ニーズの把握、ひとり暮らし高齢者、障がい者、要援護世帯等に対する安否確認事業等に関わるニーズ・実態把握等の調査を行い、地域福祉事業に反映できるよう努めます。

(7)総合的な相談事業

近年の社会情勢を鑑み、緊急性、必要性が高まってきている機能であることから、総合的な相談窓口機能の充実を目指し、地域包括支援センターを中心とした相談・援助活動の体制整備に努めます。

(8)小地域福祉活動支援事業

地域住民が互いに支え合いながら交流し、自主的な福祉活動の推進を図ることを目的に、支部・地区社協、サロン活動等の基盤を整備し、見守り体制の強化や閉じこもりがちな高齢者など、小地域活動の特性を活かし、社会参加の支援など、関係機関と連携を図りながら地域活動を支援します。

(9)地域交流事業

地域において、高齢者・障がい者・児童等の交流活動(季節行事、レクリエーション、施設における地域交流等)を通じて、地域あるいは世代を超えたコミュニケーションを図り、地域で生活する様々な人に対する理解と親睦を深められるよう実施します。

(10)地域見守りネットワーク事業

誰もが安心して暮らせる地域となるよう、地域の福祉関係者の協力・支援のもと、要見守り高齢者世帯等への定期的な訪問活動(絵手紙等の手渡し、緊急時必要備品の配布等)、あんしんカードを活用した緊急時の連絡体制整備など、安心して暮らせる地域づくりを目指し、交流活動(会食会、介護予防等に関する研修会等)、生活支援活動(日常生活上の悩み、困りごとを相談する場を提供)を行い、地域の見守りネットワーク構築の充実強化を図ります。

(11)高齢者福祉事業

地域見守りネットワーク事業と連携を図り、高齢者福祉団体への支援やひとり暮らし高齢者の集い事業などを通じて、平時からの安否確認と併せ、高齢者が生き生きと暮らせるよう事業を推進します。

(12)福祉教育推進事業

市内小・中学校全校を対象に、体験や交流活動を通じて福祉の心を育むことを目的に福祉・ボランティア活動協力校として指定し、各学校と連携を深めながら協働での研修会や児童・生徒の福祉教育・学習の機会を提供して参ります。

(13)子育て支援事業

子育て世代を対象とした世代間交流や地域住民との関わりを深めながら事業展開を図ります。

(14)障がい者福祉事業

各支所における障がい者福祉団体の活動支援やレクリエーション等を通じて親睦を深めながら事業展開を図ります。

(15)介護職員初任者研修事業

(16)施設等整備事業

(17)地域貢献活動事業(敬風園・楽々楽館)

地域に根差した施設を目指し、交通安全街頭募金・地区内清掃・交流事業等、地域における公益的な活動を実施します。

3.生活援助事業

【1】生活福祉資金貸付事業(宮城県社会福祉協議会受託事業)

宮城県社会福祉協議会貸付資金の窓口業務として、低所得者・障がい者または高齢者世帯に対する資金の貸付、必要な相談支援を行います。

【2】生活安定資金貸付事業

低所得者に対し自立更生を図り、生活資金の貸付と必要な援助指導を行います。

【3】愛の金庫貸付事業

生活保護世帯等に対し、世帯更生の一助として生活資金の貸付を行います。

【4】災害見舞金支給事業(宮城県共同募金会事業)

火災・震災・水害等による被害があった場合、宮城県共同募金会を通じ、見舞金を支給します。

【5】日常生活自立支援事業「まもりーぶ」(宮城県社会福祉協議会受託事業)

生活支援員による認知症の高齢者、知的・精神障がい者の福祉サービス利用の援助、日常生活費等の金銭管理、書類保管等のサービスを行います。

4.大崎市受託事業

【1】高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業(シルバーハウジング)の受託

高齢者世話付住宅に居住する60歳以上の方に対して生活援助員を派遣し、生活指導、相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応、関係機関との調整などの援助を行う事業

【2】地域介護予防活動支援事業(高齢者の集い事業)管理業務の受託

地区の集会所等において、おおむね65歳以上の地域住民が自主的に介護予防を目的とした活動を実施する事業

【3】高齢者の生きがいと健康づくり推進事業(いきいきクラブ)の受託

居宅に閉じこもりになりがちな高齢者を対象として、集い等の中で生きがいや健康づくりを目的に介護予防のための活動を実施する事業

【4】会食サービス事業の受託

65歳以上の在宅高齢者世帯を対象とし、地区の集会所等においてボランティア等の協力のもと、食事のサービスを提供するとともに食生活の向上・健康維持についての研修等を実施する事業

【5】高齢者配食サービス事業の受託

在宅のひとり暮らし高齢者等で調理が困難な方へ計画的に配食サービスの提供を行う事業

【6】家族介護支援レスパイト事業(通所介護・短期入所施設)の受託

おおむね65歳以上の在宅高齢者を介護している家族が、緊急の事由により介護ができなくなった場合に、家族に代わって施設等で一時的に介護を行う事業

【7】移動入浴車派遣事業の受託

家庭において入浴することが困難な身体障がい者に対し、入浴車を派遣して入浴サービスを提供する事業

【8】移動支援事業の受託

在宅の障がい(者)児に対する支援として、屋外での移動に困難がある者に対し、ホームヘルパーを派遣して外出の支援を実施する事業